

2018年8月17日

香港証券先物委員会による
「中央清算されない店頭デリバティブ取引の証拠金要件」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、香港証券先物委員会（HKSF）が本年6月19日に公表した「中央清算されない店頭デリバティブ取引の証拠金要件」に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、本市中協議文書における変動証拠金規制（VM規制）に関する提案が香港金融管理局（HKMA）の規制内容と異なり、さらに、グローバルな観点からも整合的とは言えないことによって発生する負担の増加、およびそれに伴う香港市場の流動性低下等を懸念する。今後、本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

Ⅲ. 証拠金規制に服する商品

Q2. Do you have any comments on the instruments excluded from the proposed margin requirements, or the application of the requirements to single-stock options, equity basket options and equity index options starting only from 1 March 2020? 提案された証拠金要件から除外された商品、2020年3月1日以降に開始するシングルストックオプション、エクイティバスケットオプションおよびエクイティインデックスオプションへの要件の適用に関するコメントはあるか。

(コメント)

Covered Entities が HKMA 監督下の Authorised Institutions (AI) や HKSF 監督下の Licensed Corporations (LC) であった場合でも、為替スワップ、為替フォワードは VM 規制の対象から除外するべきである。

(理由)

本市中協議文書では、AI や LC による為替スワップおよび為替フォワードを変動証拠金の対象とすることが提案されているが、この取扱いは国際的に見たときに、整合性がとれているとはいえず¹、グローバルに活動する金融機関にとって、過度な負担となる可能性がある。加えて、HKMA のマージン規制（CR-G-14 Non-centrally Cleared OTC Derivatives Transactions - Margin and Other Risk Mitigation Standards）では、為

¹ FSB が 2018 年 2 月に公表した香港に対するピア・レビュー (<http://www.fsb.org/2018/02/peer-review-of-hong-kong/>) では、香港当局に対し、為替スワップや為替フォワードに変動証拠金を課すことを提案している一方で、日本やシンガポールにおいて、これらの取引は証拠金の対象とはなっていない。

替スワップおよび為替フォワードは VM 規制の対象外とされており、香港地域内において HKMA と HKSFC とで異なる規制が適用されることは実務的な混乱を招く可能性がある。

同一法域内で複数の異なる規制がある例はグローバルにも存在しないため、無用な混乱を回避するためにも香港地域内での規制の統一化およびグローバルな規制との統一化を図っていただきたい。

VI. 適用時期

Q9. Do you have any comments on the proposed IM phase-in schedule or the effective date of the VM requirements?

IMの段階適用やVMの適用時期について意見はあるか。

(コメント)

HKMA の規制と異なる内容が導入される場合、規制の最終化から適用まで少なくとも 1 年から 1 年半程度の期間を設けるべきである。

(理由)

市中協議文書では、2019 年 9 月から適用されることとなっているが、これまで指摘したように、同一地域内で異なる規制が適用されることになり、新たな事務負担が生じることとなる。したがって、円滑な導入のため、適用までは、十分な時間を確保すべきである。

以 上